

市民権の重層化と帰化行政

近藤 敦

KONDO Atsushi

はじめに

国籍に基づく市民権と、国籍とは別の多様な市民権が重なり合う一方で、国籍自体も重国籍という形でオーバーラップする市民権の重層化の現象が、現代では顕著になつてている。人の国際移動と国際結婚の増大、EUなどの超国家組織の形成に伴う主権概念の変容によつて、今日、伝統的な市民権の概念の見直しが各国で論じられている。多くの定住外国人が自己の関係する問題についての共同決定に参加することが認められない現状にあつて、伝統的な国民民主権原理と、民主主義原理ないしは住民自

治原理の矛盾が意識されるようになつてきた（近藤1996）。他方、地球平和、国際貿易、民主的価値の増進および人権擁護を促進する手段として、重国籍の増大を歓迎する見解が増えてきた（Martin 2003:5）。かつて、ドイツにおいて連邦憲法裁判所は、一九七四年には重国籍を「悪弊（*übel*）」とみなした。⁽¹⁾しかし、今日、連邦行政裁判所は、一九九八年には重国籍回避の原則は国際的には衰退しているとみる。たしかに、歐州評議会は、人の国際移動がまだ本格化していなかつた一九六三年に重国籍削減のための条約を締結したが、一九九七年のヨーロッパ国籍条約では、重国籍については各国独自の選択に任せらる中立の立場を表明した（Council of Europe 1998:

243)。地方自治の担い手としての住民が多様化し、国民の多様性の障害となつてゐる帰化行政の硬直性も改革の対象とされてゐる。

そこで、伝統的な国民国家觀に立つて、外国人地方参政権も重国籍にも反対する同化・排他主義を維持し続けた国々においても、今日の国民国家における民主主義の欠乏を解消する方策として、外国人地方参政権を求める共生主義の立場をとるのか、外国人地方参政権と重国籍とともに認める多文化・共生主義の道を模索するのか、重国籍を容認する多文化主義を進めるのかは、多くの国において現実の政治課題となつており、外国人地方参政権と重国籍をめぐる政策原理は、図1のように四つの類型に整理される(近藤 2001a: 55-58)。

人の国際移動の盛んな今日、誰を移民と呼ぶかは意見の分かれるところであるが、広い意味で外国に出自を有する人々の法的地位の違いについては、いくつかのステータスに大別され、権利保障の違いが段階的に整理される議論が各国でみられる(近藤 2001b: 24-46)。EU市民という特別のステータスの存在しない日本では、四つのステータスに大別する議論が重要である。その際、市民権と国籍の概念、市民と国民の概念の使い分けが有用であり、まずは市民権の内容と主体に関する簡単な整理が必要であろう。

本稿では、ヨーロッパ、北米およびオセアニアの研究者とともに行つた「外国人の市民権」の比較研究(Kondo 2001; Kondo and Westin 2003)を踏まえ、さらに他の国々、とりわけ旧東欧諸国、中南米諸国やアジアでの特筆すべき市民権の重層化をめぐる今日的問題も検討する。そのうえで、外国人参政権の展開、国籍取得ルールの変化、重国籍防止要件の緩和、その他の帰化要件についての比較考察を行う。最後に、二〇〇一年に日本の与党三党のプロジェクトチームが準備した「特別永住者の国籍取得の特例に関する法律案」における届出制の問題について検討することにしよう。

一 「移民国家」化している現代の福祉 —— 国家における市民権の内容と主体

英語の citizenship といふ語葉は多義的な概念であり、国により、学問分野により、やまとまに用いられている(近藤 2001b: 19-23)。ここでは、「一つの意味が問題となる」citizenship の一つの意味は、「政治体における個人のステータスまたは一連の権利と義務」というものであり、この場合は、「市民権」という日本語に対応する人が多い。この市民権を論じるうえで、多くの人が出发点とするマーシャルの市民権論によれば、市民権の内容

図1 重国籍と外国人参政権をめぐる政策原理の4類型

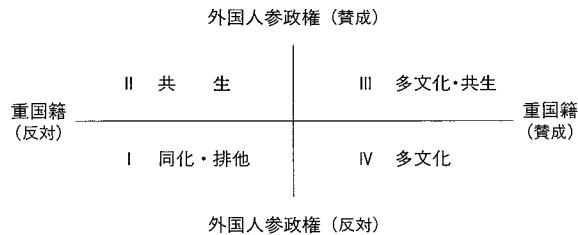


図2 4つのステータスと市民権の段階的保障

非正規滞在者	<	居住市民	<	永住市民	<	国民
正規化		永住市民化		帰化		
大半の市民的権利	一部の居住権	ほぼ完全な居住権	完全な居住権			
	一部の職業の自由	ほぼ完全な職業の自由	完全な職業の自由			
	一部の社会権	ほぼ完全な社会権	完全な社会権			
		(一部の参政権)	完全な参政権			

は、イギリスにおける福祉国家の発展過程から、一八世紀以来の市民的権利、一九世紀の政治的権利、二〇世紀の社会的権利という三つの要素に分けて説明されてきた (Marshall 1950)。ただし、マーシャルが市民権の主体として念頭に置いていたのは、国民であり、市民権とは国籍に基づく権利・義務の意味に近いものであった。

一方、移民国家化している現代の福祉国家の展開においては、移民は、まず市民的権利、ついで社会的権利、最後に政治的権利が保障されるといった具合に、権利保障の順番が違つてくることにスウェーデンのハンマーは着目する。そして、安定した居住権とともに社会権を保障され、一部の参政権までも認められようとしている定住外国人のことを、彼は他の外国人と区別する上で *denizen* と呼ぶ、*denizen* の市民権を *denizenship* と呼んだ (Hammar 1990; Hammar 2003)。筆者はこれを永住市民権と呼ぶ、ハーナスの主権論やドイツの民主主義論とともに、日本からの外国人参政権保障のための議論に応用した (近藤 1996; Kondo 2003)。同様の発想の市民権は、フランスでは新しい市民権 (*la nouvelle citoyenneté*) と呼ばれ (Wichtol de Wenden 1987; Wichtol de Wenden 2003)、スマーハは投住権 (*Niederlassungsrecht*) と呼ばれる (Franz 1985)。イギリスでは new citizenship と呼ばれた (Gardner 1990)、オ

ーストラリアやは quasi-citizenship とか、国籍に基づく大文字の Citizenship と対比して小文字の citizenship の表現が類似の国籍とは別の市民権の意味で用いられて いる (Castles and Davidson 2000; Commonwealth of Australia 1999)。

現代の福祉国家では、永住市民権をもつ永住市民と他の外国人との間で権利保障の違いがみられる一方で、正規の在留資格をもたない非正規滞在者と永住市民以外の正規滞在者との間の権利保障の違いも顕著になっている。そこで、永住市民以外の正規滞在者を居住市民と呼ぶならば、図2のように非正規滞在者、居住市民、永住市民および国民という四つのステータスに整理することができる。ヨーロッパ諸国や日本では、通常、移民は、まず在留資格を得て居住市民となり、何年か滞在した後に、永住許可を受けて永住市民となり、その後、帰化して国民となる者もいる。一方、非正規滞在者の場合も、何年か滞在した後に、正規化されれば、居住市民となりうる。また、EU諸国や北欧諸国は、EU市民や北欧市民として、永住市民よりも多くの権利が特権的に保障される」ともある (Dingy-Kyrklund and Kyrklund 2003)。他方、アメリカなどの伝統的な移民国家では、入国と同時に永住市民となる者も多い。こうした例外を捨象したうえで、市民権の保障が段階的に強化されていく状況を一般化す

れば、図2のようになる。

居住市民は、非正規滞在者の有する大半の市民的権利に加え、期間の定めのある居住権、活動に定めのある職業の自由、一定の要件を満たせば国民健康保険への加入権などの一部の社会権も有する。これらの権利の束を居住市民権と呼ぶならば、永住市民は、居住市民権の基盤の上に、長期間国外に滞在するか、重大犯罪をおこさないかぎりは、ほぼ完全な居住権を保障され、一定の公務員などを除く職業の自由、アメリカを例外とすればほぼ完全な社会権⁽⁴⁾、スウェーデンやオランダなどでは地方の選挙権と被選挙権、ニュージーランドでは地方と国政の選挙権といった一部の参政権など、一連の永住市民権を有する。国民だけが国籍に基づく一連の権利としての市民権を有し、外国人は市民権を一切もたないとする伝統的な図式は、市民権の実質的な中身を「ごく限られたものにしないかぎりは、成り立たなくなっている。

EU創設に伴うEU市民権の登場以来、国籍とは別の市民権の概念が、実定法の世界でも必要となり、市民権の主体と中身に即した重層構造が分析されるようになってきた。国籍もEU市民権も、包括的な権利義務を有するものの、その性質が異なり、ドイツでは、国籍 (Staatsangehörigkeit) の構造的なメルクマールとしての「対人高権」、「直接性」、「安定性」、「排他性」および

「実効性」の点で、EU市民権 (Unionsbürgerschaft) は不十分であると指摘されている。ただし、外交上の保護に関する限定的な対人高権（人にに対する支配権）、EU市民の地方参政権に関する一定の直接性をもつ一方で、重国籍の増大とともに国籍の排他性や実効性の基準も否認される傾向にある (Schneider 1999: 117-124, 166; Laubach 1999: 52-53)。

他方、義務については、徴兵義務などで違いのある国もあるが、日本では国民と永住市民の間に違いはなく、納税義務を同じく負担しているのに、なぜ参政権が認められないのかという問題が提起される。徴兵のあるドイツなどでも、国民と永住市民の間で自治体レベルでは義務の違いではなく、なにゆえ権利が異なるのかという問題が生じる (Bucking 1992: 60-67)。加えて、EU市民権の創設後は、EU市民と永住市民との間での義務の違いが明確でない以上、なぜ、EU市民にだけ地方参政権が認められるのかという問題が持ち上がりつつある。

二 外国人参政権の展開

外国人の参政権は、とりわけ地方参政権で保障される国が多く、近年、その拡充傾向がみられる。こうした変

化を把握し、今後の展望を検討するうえでは、以下の四つの類型に整理することがわかりやすいようと思われる。第一に、現在のアイルランドのように短期の居住期間ですべての住民が等しく参政権を行使できる「住民型」がある。アイルランドは一九六三年から選挙権、一九七四年から被選挙権を、六ヶ月の居住期間を条件に認めてきた。現在は、さらに短縮されて、一五日である。

第二に、一九七六年からのスウェーデンのように、三年の居住を条件に外国人住民に地方参政権を認める「定住型」がある。しかし、その後スウェーデンがEUに加盟したことにより、一九九七年からEU市民は国民と同じ短期の居住条件（三〇日）に短縮され、同様の短縮条件は、EU市民以外の北欧市民にも拡充された。なお、二〇〇〇年に国会の国籍要件に関する委員会は、EU市民や北欧市民以外のすべての外国人住民にも、三年の居住要件をなくし、国民と同様にすることを提案している (SOU 2000: 106: 65)。一般に、定住型はスウェーデンをモデルに数年間の居住期間を外国人住民に課してきたが、EU諸国においては、EU市民などに国民と同じ短縮条件を課すことにより、EU市民以外とEU市民との間の差別が意識されるようになってきた。そこで、スウェーデンの場合は、定住外国人というよりも、成人の登録している住民なら誰でも同じ条件で地方参政権を認め

る住民型への移行を指向するようになってきた。もともと、スウェーデンの場合は、外国人登録と国民の住民登録が分かれている日本とは違い、住民登録に一元化している。この点にも、外国人住民を対等の自治体の構成員とみる視点が強くみられる。

また、欧州評議会は、一九九二年に、五年以下の定住を条件とする定住外国人の地方参政権などを含む「地方レベルにおける外国人の公共生活への参加に関する条約」を制定した。この条約は、一九九七年に発効し、二〇〇三年九月二七日現在、スウェーデン、ノルウェー、イタリア、オランダ、デンマークおよびフィンランドの六か国が批准しているが、イタリアは、定住外国人の地方参政権の部分を留保している (Council of Europe 2003)。バルト沿岸諸国評議会コミッショナーは、二〇〇〇年に、この条約への加入を加盟国に勧告しており、二〇〇三年一月の報告書によれば、この条約の全体を批准することはアイスランドとロシアしかただちには検討できないとあるものの、リトアニア、およびロシアが永住外国人の地方参政権の導入のための法改正をしており、エストニアが新たに被選挙権も認める法改正をし、ラトビアも国会の委員会が地方参政権を導入する答申を出してくる (CBSS Commissioner 2003)。新たに二〇〇四年五月にEUに加盟したそのほかの国でも、スロバキア、

スロベニアなどは、EU市民に限らず、定住外国人の方参政権を導入する。

第三に、北欧諸国やEU諸国のように、国家を超える政治共同体がつくられる場合を典型として、相互主義に基づいて「互恵型」の地方参政権を認め合う国々がある。しかし、この互恵型の場合、その他の出身国の外国人に対する参政権を保障しないことが、とりわけ大きな差別として意識されることになる。北欧では、一九八一年のデンマーク、一九八五年のノルウェー、一九九一年のフィンランド、二〇〇二年のアイスランドのように、定住型に移行する過渡期の役割を果たした。EU市民権も同様の問題が各地で議論されており、二〇〇四年五月にEUに加盟した一〇か国のうち、チエコは互恵型を採用するが、前記のエストニア、リトアニア、ハンガリー、スロバキアおよびスロベニアではEU市民に限らず、定住型の地方参政権を認める方針である (Waldrach 2002)。また、既存のEU諸国でも、定住型への移行の動きがはじまり、オーストリアのウィーンでは、次回の二〇〇六年の選挙から、一九九六年以来認められているEU市民に加えて、五年以上の定住外国人に区議会の参政権を認める法改正を二〇〇二年に行つた (Mayer 2002: 18-21)。

一方、EU諸国に限らず、スペインやポルトガルは、

他の国々との相互主義条約の締結も行っている。ポルトガルは、ポルトガル語公用語諸国とその他の国とでは、居住期間の要件において、ダブルスタンダードを適用するなど、言語共同体ないしは以下の伝統型としての市民権の要素をあわせもつてている。ただし、居住期間の要件や参政権の種類など各國まちまちであるので、相互主義の適用はかなり恣意的になされている問題もみられる (Iseensee 1993: 44)。

第四に、イギリスのようにかつての植民地が独立したあとも、英連邦市民とアイルランド市民に国および地方のすべての参政権を認める「伝統型」がある。しかし、カナダやオーストラリアでは、かつてのイギリス臣民の特別な参政権の要素はしだいになくなり、ニュージーランドでも特別に被選挙権も認められていた制度は二〇〇一年に廃止された (Waldrauch 2002: 64)。

以上のように、定住型と互恵型が現在のところ多くみられる。しかし、定住型は住民型へ、互恵型は定住型へ、伝統型は廃止へと向かう傾向もみてとれる。このことは、地方自治体という政治共同体における構成員の平等な権利義務のあり方を問題とする市民権の理念からすれば、当然ともいえる。

日本では、ようやく二〇〇一年から、いくつかの自治体で永住外国人の住民投票が条例により認められるよう

になつた。しかし、草加市の提案する構造改革特区での永住外国人の地方選挙権の導入案については、総務省は、国会に継続中の永住外国人の地方選挙権法案の国会での審議を見守る必要があるとして、消極的な立場に立つてゐる。なお、地方選挙権、地方被選挙権、住民投票権および直接請求権といった自治体における政治的市民権としての「自治体市民権」の制度化の展望と課題については、別稿に譲る (近藤 2004b)。

ここでは、永住外国人を有権者とすることについてのみ若干の検討をしておこう。日本では、住民投票の実務が先行し、地方選挙権だけの法案が審議されているにすぎない。そこで、被選挙権を含まないのであれば、地方の長や議員の四年の任期の在留が保障され、在留活動に制限のない永住者または特別永住者の資格を要件とする理由は乏しいようと思われる。たしかに、永住者の場合は、滞在国との結びつきが大きく、国籍国に移ることは大きな犠牲を伴い、いずれ本国に帰ることを前提とする外国人と比べ、政治的決定に責任を負う立場にあるといふこともできる。しかし、一九九八年の法務省通達以後、永住許可の要件は、「原則として」「二〇〇年以上継続して本邦に在留していること」、「留学生の場合は、「就労資格に変更後五年以上の在留歴」、難民の場合は認

が認められる場合は、五年以上の在留歴)、三、日本人、永住者または特別永住者の配偶者の場合は「三年」、四、海外において三年以上の婚姻歴がある日本人、永住者または特別永住者の実子(すなわち日系一世など)の場合は、「一年」の在留が、実務の目安とされている(小山1998: 26-27)。したがって、有権者としての政治判断能力に着目するならば、一〇年では長すぎ、一年では短すぎるのでないかといった問題を永住者の住民投票制度や地方選挙権制度は抱えることになる。永住許可の行政実務の基準を五年ないし三年とするか、被選挙権を除く構想であれば、五年ないし三年の正規滞在外国人を有権者とする制度設計が検討される必要があろう。

三 「移民国家」化に伴う国籍得失のルールの変化

citizenship のもうひとつ意味は、「国家の構成員資格」というものであり、この場合は、「国籍」という日本語に対応することが多い。国籍の取得方法は、大きくまず二通りに分けることができて、出生に伴う国籍取得と後天的な国籍取得がある。さらに、それぞれが二通りに分かれ、出生に伴う国籍取得には、血統主義と生地主

義があり、後天的な国籍取得には、帰化と届出がある。しかし、血統主義国とか生地主義国という言葉は、よく用いられるものの、実際には、アメリカ、カナダなど、生地主義国は一般に血統主義の要素も採用する傾向にある。また、血統主義国とみなされる国でも、日本、スウェーデンのような厳格な血統主義は少なくなつており、ドイツ、フランス、オランダのように、生地主義の要素を大きく加える傾向もみられる。全体的に、両方の要素が折衷される傾向にあり、その比重がどちらにあるかによつて、血統主義国とか生地主義国と区別しているのが現状である。さらに、無条件の生地主義を採用していたイギリス、オーストラリアは、親の永住者の地位を条件とする生地主義となつている。アメリカでも、親が短期滞在者や非正規滞在者の場合の生地主義をやめようという意見もある(Schuck and Smith 1985: 2-3)。

一方、後天的な国籍取得については、帰化と届出の二通りに分かれる。帰化という用語は、広義にはすべての後天的な国籍取得の意味に用いられる。ここでは行政行為によつて国籍が認められる狭義の場合をさす。一般に帰化は、裁量によつて不許可となる場合がある。届出は一定の要件を満たした者が届け出るだけで国籍が認められる。ただし、アメリカの帰化は、権利帰化と呼ばれる。移民国籍法第三編第二章により、五年以上居住し、公安

上ないし犯罪歴上問題がなく、英語の能力やアメリカの歴史等の知識のテストといった適格性審査をパスし、忠誠の宣誓をすれば、帰化が認められる (Weissbrodt 1998: 344-362)。ドイツの帰化請求権は、国籍法九条によりドイツ人の配偶者の場合、外国人法八五条および八六条により八年以上居住し、二種類あるどちらかの永住権をもち、十分なドイツ語能力がある場合、退去強制事由や公安上ないし犯罪歴上問題がなく、生活保護を受けなければ、原則として従来の国籍放棄を条件として、帰化が認められる (Hailbronner and Renner 2001: 470-489, 655-694)。これも権利帰化であり、裁量帰化とは違つて、一定の要件を満たせば認められる点で届出の一種と考えてもよい。

届出は、選択権、意思表示、登録などの名称により、文字どおり、一定の要件を満たす者が届け出れば、国籍の取得が認められる。届出は、出生地を要件に含める場合もあるが、共通して一定の居住期間を根拠に成人したときなどに届け出て後天的に国籍を取得する方法である。生地主義 (*Ius soli*) と血統主義 (*Ius sanguinis*) という出生に伴う二大原理とともに、後天的に、一定の居住に基づいて国籍が認められる原理を居住主義 (*Ius domicilis*) と呼び、国籍取得の三大原理を整理することが、移民国家化している現代では有用である。後述する

ように、フランス、オランダ、スウェーデン、ドイツなど、血統主義国でも、居住主義が一定の居住期間などを根拠に、採用されてきたのであって (Hammar 1990: 76)、ドイツ以外は、届出の場合に従来の国籍放棄が要件とされず、重国籍が認められる傾向が一般にある (Hailbronner 1992: 100-101)。なお、図3にみられるよう、血統主義とは別に、たとえばドイツの帰還者 (*Aussiedler*) が、民族的出自をもとに後天的に国籍取得が認められる場合を出自主義 (*Ius originis*) として、第四の原理に加える見解もある (Westin 2003: 195)。血統主義と出自主義は、血縁や民族的アイデンティティを国籍の基本原理とし、生地主義と居住主義は、地縁や市民的アイデンティティを国籍の基本原理とする。

出生による国籍取得に関しては、スウェーデンも日本も、厳格な血統主義である点は同じである。しかし、両国は、後天的な国籍取得の要件が異なる。スウェーデンでは、居住主義の届出によって、出身国の国籍を維持しながら、スウェーデン国籍を取得することが容易である。たしかに、一九五〇年の国籍法六条四項において、帰化する場合には、従来の国籍を放棄することを原則とした。しかし、スウェーデンで育った場合（一六歳以前に通算五年以上スウェーデンに居住しており、その後二歳まで

でに届け出るだけで、行政庁の裁量によることなく、国籍を取得し、従来の国籍を放棄する必要がない（三条）。このほか、二重国籍が認められる例外がいくつもあり、たとえば、帰化の場合にも、従来の国籍喪失が困難な場合に二重国籍が認められ、養子、準正の場合も従来の国籍放棄は不要である。また、国際結婚で生まれた子ども、生地主義国で生まれた子どもも二重国籍となっていた。一九九七年末において、重国籍者は、およそ三〇〇万六〇〇〇人（人口の三・五%）と推計されていた（SOU 1999: 173-174）。

図3 国籍取得原理の4類型

領域(地縁)原理	家系(血縁)原理
出生による 国籍取得	生地主義 血統主義
後天的な 国籍取得	居住主義 出自主義

表1 スウェーデンにおける移民の背景をもった者(2001年)

外国生まれ	103万人
国民	63万人
外国人	40万人
スウェーデン生まれ	84万人
国民	76万人
外国人	8万人
総数	187万人

出典：(OECD 2004: 273)

いわゆる「移民の背景をもつた者」として、少なくとも両親の一方が外国生まれである者については、表1通りである。スウェーデン生まれの二世の八四万人のうち、九〇%が国民となり、一〇%だけが外国人として暮らしているにすぎない。一方、正確なデータはないものの、日本では、いわゆる在日コリアンの二世の多くは、外国人として暮らしていると思われる。⁽¹²⁾両国の違いは、日本がスウェーデンのように、出身国の国籍維持を可能とする届出による国籍取得を認めておらず、二重国籍に寛容でないことが重大な原因のひとつであろう。さらに、スウェーデンでは、二〇〇一年七月に施行された新しい国籍法により、帰化の場合にも従来の国籍放棄は不要となつた。

四 重国籍防止要件の緩和と帰化率

一九八四年に改正された日本の国籍法五条一項五号は、改正以前の四条五項と同様、重国籍防止要件について、帰化の条件として「国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと」と定めている。ただし、本号に違反する帰化を許可する行政処分は、その違法が重大かつ明白でないかぎりは、有効であり、取消

の対象となるにすぎないとの最高裁判例がある。⁽¹³⁾ また、現行の国籍法五条二項は、「外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるとも」は、従来の国籍を放棄することなく、帰化が認められると定めている。そこで、出身国の法制上、帰化しても自動的に従来の国籍を失わないとしている場合、または外国への帰化前に国籍の離脱を認めていない場合、日本国民の配偶者や子、難民などは例外的に重国籍防止条件が免除される可能性があるという（細川 1988：354；江川ほか 1997：108-109）。一方、一九八五年に日本が女性差別撤廃条約を批准するのに先立つて改正された現行の国籍法は、父母両系血統主義の採用に伴い増加する重国籍の解消のために、新たに国籍選択制度を設けた（一四一―六条）。したがって、国際結婚で生まれた重国籍者や、生地主義国で生まれた重国籍者は、成人になつてからは国籍を一つにすることが原則とされ、重国籍の認められる余地は広くない。

たしかに、二〇世紀の初頭、大半のヨーロッパ諸国は、帰化による従来の国籍喪失の規定なし、重国籍が生じないように国籍法を定めようとしていた（de Groot 2003：99）。一九三〇年の「国籍法の抵触についてのある種の問題に関する条約」の前文では、法的効力はないものの、

無国籍と二重国籍をなくす理想のために、「各個人が一個の国籍を有すべきであり、かつ一個のみを有すべきである」と定めていた。その後、重国籍は多くの問題を生じさせるとして、欧州評議会は、一九六三年に重国籍削減協定を締結し、その一条では「締約国の国民は、成人であり、自己の意思で、帰化、選択または回復により、他の締約国の国籍を取得した場合は、従来の国籍を放棄する」ことが定められていた。ドイツ、オランダ、スウェーデン、フランスなどは、この条約を批准したが、イギリスなどは、二重兵役の防止の部分だけを批准したにすぎなかつた。

しかし、重国籍削減協定にかかわらず、国際結婚と国際移住の増大により、重国籍者は大量に増えることになった。その主要な要因の一つとして、女性差別撤廃条約の批准により、父系血統主義から父母両系血統主義への国籍法改正が各国にみられたこともあげられる。このため、一九九三年には、増大する国際結婚と国際移住に伴う重国籍の承認傾向が一定の国々にみられることがから、一九六三年の協定の第二選択議定書を欧州評議会は採択している。これは家族の国籍の統一と移民の二世の社会統合のために、国際結婚による配偶者と子、移民の二世の重国籍を承認するものであった（Europarat 1994：411）。やがて、一九九七年のヨーロッパ国籍条約は、重

表2 重国籍をめぐる国と移民にとっての競合する利益

	プラス	マイナス
移民	<ul style="list-style-type: none"> 複数の国で国民と同じ権利を享受する 重層的なメンバーシップと忠誠の認知を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の国での義務を負う
送り出し国	<ul style="list-style-type: none"> 経済発展を促進する 送金を奨励する 受け入れ国での組織的なロビー活動を展開する 	<ul style="list-style-type: none"> 国内政治における国外移住者の不適正な影響力を認める
受け入れ国	<ul style="list-style-type: none"> 外交政策の目標を支援する 移民の帰化を奨励する 国境を超えた忠誠の現実を認識する 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の忠誠を分裂させる 移民の国籍への適応を遅れさせる 国籍の意義と価値を弱める

出典：(Jones-Correa 2003: 312)

国籍には中立の立場を表明し、加盟国の自由に決定できるようにした。

また、北米やオセアニアの移民国家では、生地主義を採用していることもあり、重国籍を認める慣行が以前からみられた。たとえば、アメリカでは、重国籍は四つの原因があるといわれる。一、歴史的には出生に伴う国籍取得原理（生地主義と血統主義）が異なるため、二、近年の国際結婚の増大のため、三、国民が他国に帰化しても自らが望まないかぎり従来の国籍を放棄する必要がないため、四、外国人が帰化しても従来の国籍を保持できるためである（Spiro 2002: 20-21）。

ところで、多くの国々における近年の重国籍の増大要因を簡単に整理するならば、移民受け入れ国にあっては、生地主義（ないし居住主義）と血統主義の併用、国際結婚の増大と男女の平等、移民の増大に伴う社会統合のための帰化・届出要件の緩和が作用しており、移民送り出し国にあっては、移民受け入れ国との関係強化や在外邦人の人権擁護の配慮が影響している（Martin 2003: 6-10）。イギリスなどかつての移民送り出し国であつたヨーロッパの国では、旧植民地との結びつきが重国籍の認めつながるとの意見もある（Koslowski 2003: 161）。

北米・中米・南米において、重国籍が、移民、送り出し国、受け入れ国にとってどのような得失をもたらすと考

えられてはいるかは、表2のように整理されている。

個別に各国の展開をみてみると、イギリス政府は、伝統的に重国籍に無関心な立場をとっている。第一に、一八〇八年のカルヴァン事件⁽¹⁴⁾、大英帝国に生まれた者がイギリス臣民となる生地主義のもと、個人は君主への忠誠（allegiance）から平等な権利を有するとされた。一八七〇年の帰化法により国籍の離脱が定められるまでには、君主への忠誠は永久的なものとされたので、コモン・ローと忠誠の伝統から重国籍が認められた。第二に、一八七〇年から一九四八年に国籍法が定められるまでは、外国に帰化した者は、自ら明示的に放棄すればイギリスの国籍を失うが、そうでない場合は、実務上、イギリス国籍を保持しているものと扱われた。第三に、一九四八年の国籍法以後、上記の実務が明文化され（一九条）、一九八一年の現行の国籍法により、生地主義は親が国民と永住者の場合に限定されたものの、イギリスに帰化する外国人の場合も、他国に帰化するイギリス国民の場合も、国籍放棄は義務づけられる」となく、重国籍が容認されている（Hansen 2001: 74-82; Hansen 2002: 179-185）。

アメリカでは、憲法修正一四条を定めた一八六八年以来、アメリカで生まれるか、帰化し、アメリカの管轄権に服する者は、アメリカ市民である。一八六八年の法律

で「国籍の離脱がすべての者の自然かつ固有の権利」である誓を宣言し、一九〇七年の国籍離脱法および一九四〇年の国籍法により、他国への帰化、他国への忠誠の宣誓、他国の選挙への参加などの理由に基づく市民権の喪失の手続を定めていた。しかし、連邦最高裁は、一九六七年の *Afroyim v. Rusk* 事件⁽¹⁵⁾、アメリカ国民が他国の選挙に参加したことによるアメリカの市民権の剝奪を違憲とし、最終的には、一九八〇年の *Vance v. Terry* 事件⁽¹⁶⁾により、他国の国籍証明書の発行が他国への忠誠を意味するかどうかが争われ、アメリカ市民権を放棄する自発的な意思が証明されないかぎり、重国籍を容認する判例が確立した。今日、一九八六年に改正された移民国籍法三四九条により、アメリカの市民権を放棄する自発的な意図をもつて他国に帰化などしないかぎり、アメリカの市民権を失うことはない。また、同法三四七条により、外国人がアメリカに帰化する際に出身国への忠誠を放棄する宣誓をアメリカ自体は課しているが、この忠誠の放棄を国籍放棄の意思表明とみなさない出身国の場合には、重国籍が認められるのである（Weissbrodt 1998: 329, 381-391; 高畠 2003: 247-52; Aleinikoff 2000: 139, 147-150）。他方、アメリカに多くの移民を送り出しでこむハチアメリカ諸国では、一九九〇年代以前は、ウルグアイ、パナマ、ペルー、エルサルバドルだけにす

さなかつたが、一九九〇年代に、コロンビア、ドミニカ、エクアドル、コスタリカ、ブラジル、メキシコとつむぎと重国籍を容認するようになり、これらの国々の出身者のアメリカでの帰化率は上がつてゐる (Jones-Correa 2003 : 306, 323)。とりわけ、一九九八年から帰化の際の従来の国籍の保持と以前の帰化により失つた国籍の回復が認められるメキシコ人の場合、五〇〇万人以上がアメリカで重国籍となる可能性があるといわれる (Spiro 2002 : 22; Ramirez 2000 : 325, 331)。

カナダでは、一九七七年が転機である。一九四六年の国籍法は、カナダに帰化した者が、従来の国籍を放棄する旨を定めていなかつた。しかし、カナダ国民が他国の国籍を自発的に取得した場合は、国籍を喪失した。一九七七年以降、重国籍が全面的に認められるようになつた (Galloway 2000 : 99-101)。オーストラリアでは、一九七七年法により、オーストラリアでイギリス臣民になるには、従来の忠誠の放棄を要件とすることを定めた。戦時以下のこうした警戒は、一九二一年法では取り除かれたが、行政実務の要件としてはその後も残つた。もつとも、従来の忠誠の放棄は、従来の国籍の放棄を意味する場合も、意味しない場合もあつて、帰化者の出身国によつてまちまちである。一九六六年からは、女王への忠誠の宣誓の中にこれが組み入れられたが、一九八六年からは従来の

忠誠の放棄は削除された (Jordens 1997 : 178-180)。したがつて、在住外国人の帰化に際して従来の国籍放棄の規定はない。しかし、在外オーストラリア人が他国に帰化した場合のオーストラリア国籍の喪失を一九四八年の国籍法は定めしており（一七条）、この点の制限があった。しかし、二〇〇一年にはこの制限もなくし、全面的に重国籍を認めた。

フランスでは、一九七三年が転機である。一八〇四年の民法は父系血統主義を採用し（一〇条）、帰化などで外国への忠誠を示す場合はフランス国籍を失うため（一二条）、原則として重国籍を認めなかつた。しかし、フランス生まれで成人になつた外国人の子ども（九条）、フランス人の妻である外国人（一二条）、元フランス人で国籍を回復した者（一八条および一九条二項）には、重国籍が認められる余地があつた。また、それ以前の君主制下の生地主義や一八五一年からの一世代生地主義の伝統もあつて、重国籍には無関心な点もあつた。一九六二年に独立したアルジェリア人は、フランスとの二重国籍が認められた。一九七三年からは、父母両系の血統主義を採用し、国際結婚の配偶者や子どもの重国籍やフランスに帰化した者の重国籍を容認し、欧州評議会による一九六三年の重国籍削減協定の締約国でないかぎり、自発的に他国の国籍を取得しても、フランス国籍を維持で

めるようになった (de la Pradelle 2002: 197-204)。また、一九九五年に欧州評議会の重国籍削減協定の選択議定書を批准し、締約国であるイタリアやオランダに対する重国籍削減の義務はなくなつた。

ドイツでは、国籍法が一九九九年に改正され、二〇〇〇年からは永住者の子どもは、「重国籍となり、一八歳から二三歳の間に選択する義務を有するが、外国の国籍放棄が不可能」もしくは期待できないとき、または外国人法八七条所定の重国籍が容認される場合には、重国籍の維持が認められる例外が定められている（国籍法二九条三項・四項）。また、権利帰化に必要な居住要件を一五年から八年に短縮した。帰化の場合に従来の国籍を放棄する規定もあるが（国籍法九条、外国人法八五条）、以前から、国際結婚で生まれた子どもや、民族的帰還者との家族、出身国での国籍喪失が不可または過度な負担を強いられる場合の重国籍は認められていた。今回の改正によつ（Hailbronner and Renner 2001: 694-718; 1142-1148），

- 一、相手国の法律に国籍放棄の規定がない場合、
- 二、相手国が国籍放棄を通常拒絶している場合、
- 三、相手国が不合理な理由により国籍放棄を拒絶したり、不当な条件を付した場合（すなわち、国籍放

棄の手数料が平均月収より多く、一五〇〇マルクを超える場合および出身国での兵役の履行を条件とする場合⁽¹⁷⁾、

四、高齢者で国籍離脱が困難であり、帰化の拒絶が過酷な場合（すなわち、六〇歳以上で、健康を害しているたり、ドイツの家族はみなドイツ国籍をもつていて、一五歳のときからずっとドイツに住んでいたりする場合⁽¹⁸⁾）、

五、国籍放棄が当人にとって経済上または財産上の相当な不利益となる場合（すなわち、平均年収よりも多く、二万マルク以上の場合など）、

六、難民等の場合——に、重国籍が容認される旨の規定を定めている（外国人法八七条一項）。

七、EU市民が帰化する場合は、相互主義により、相手国が重国籍を認めていれば、重国籍を容認する規定も定められた（外国人法八七条二項1）。いわば、EU市民に対し、帰化に対する特権を認めた（Hokema 2002: 162）。

ノバハした幅広い例外のため、近年の行政実務においては、ドイツにおける帰化者の三分の一は、重国籍が容認されるという原則と例外の逆転現象が起きてくる（Kreuzer 2003: 348）。改正以前のドイツにおける重国籍者は、

少なくとも二二〇万人（人口の二・七%）であり、その内訳は、民族的帰還者の場合が一三〇—一四〇万人、国際結婚による子どもの場合が七〇万人、移民の一世などで例外的に認められた者が二三万人と推計されているにすぎなかつた（Münz 2002: 18, 30）。

そこで、二〇〇一年に刊行された比較研究では、二重国籍をめぐる各国の状況は、自由な体制（イギリス、カナダ、フランス）、寛容な体制（アメリカ、オーストラリア、ドイツ）、制限的な体制（日本）の三通りに分類されてゐる（Aleinikoff and Klusmeyer 2001: 76-77）。しかし、その後も重国籍の容認のための法改正がなされており、オーストラリアでは、二〇〇一年に在外オーストラリア人が別の国の国籍を取得した場合の国籍喪失規定（二七条）を削除し、全面的に重国籍を認める法改正をした（DIMA 2002）。したがつて、今日では自由な体制に入るといえよう。

また、スウェーデンでは、二〇〇一年に重国籍を全面的に認める国籍法改正をして、自由な体制の仲間入りをした。その背景には、人の国際移動と重層的な国とのつながりが増大し、すでに多くの重国籍者が存在していても実際には何ら深刻な問題は生じておらず、多文化社会としてのスウェーデンにおける新たなスウェーデン人らしいのあり方が問われ、冷戦後の重国籍に寛容な国際傾向

に沿つた国籍法の現代化が必要とされた点が指摘されている。また、市民権が国籍よりも居住に基づく要素が大きくなるにつれ、国籍は権利の源泉というよりも、アイデンティティの源泉であるとの見方も大きくなり、重国籍は、移民が社会的に排除されている問題を解消し、（多文化主義的な）統合を実現するうえで有益であるとの見方も強まつた。さらに、二重の兵役、外交上の保護の困難、二重投票、忠誠の衝突といった重国籍に伴う國家の不利益と從来考えられてきた問題は、実際には非常に限られたものである一方、旅行、居住、就労、社会扶助、財産権などに関する移民にとっての個人の利益が大きいとの見方がスウェーデンでは広まつた（Gustafsson 2002）。

重国籍に寛容かどうかは、在住外国人に対する場合と、在外邦人に對する場合で、基準を異にする場合があるのを正確に比較することは、必ずしも容易ではない。重国籍の容認が一般傾向であるが、わずかな逆流もないわけではない。⁽²⁰⁾ 日本は重国籍に不寛容な国であり、国際結婚で生まれた子どもの重国籍も一二歳までに選択義務が課されており、従来の国籍放棄の要件が帰化の障害となつてゐる。一般に、重国籍に寛容な国は、アジアとアフリカでは少なう（Renshon 2001: Appendix）。この理由は、

表3 外国人口に占める後天的な国籍取得者の割合：広義の帰化率（%）

国	年	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
日本		0.7	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	1.0	1.1	1.1	1.0	1.1	1.0	0.9
ドイツ		1.0	1.5	2.1	2.7	3.1	3.1	3.8	4.5	4.2	3.7	3.2	3.4	2.5	2.4
フランス		1.3		2.7								4.5			
イギリス		3.5	6.4	3.2	3.4	2.4	2.3	2.2	2.0	2.2	1.9	2.4	2.5	3.7	3.9
オランダ		1.5	4.6	2.0	4.2	4.9	5.7	6.3	9.4	11.4	8.8	8.7	9.4	7.7	7.0
スウェーデン		4.5	4.2	3.7	5.7	5.9	8.5	6.9	6.0	4.8	5.5	8.9	7.6	8.9	7.6
オーストラリア		5.7						7.4							
カナダ				9.1											
アメリカ				2.3											

参照：(OECD 2004: 309) ; (OECD 2000: 307, 347) ; (Çinar 1994: 63-64) ; (Castles and Millar 1998: 239) ; (Beauftragte der Bundesregierung für Ausländerfragen: 2002)。ドイツの上段は民族的帰還者の帰化も含む数値であり、下段はそれを除いた数値である。

植民地からの独立の過程で、ナショナリズムが大きな役割を果たした影響が大きいものと思われる。たとえば、イギリスから独立した国は、イギリス法の影響を受けて、重国籍に寛容であつてもいいはずだが、そうなっていない国もある。世界の重国籍者の数は、正確にはわからない。最もその比率が高いであろうオーストラリアでは、五〇〇万人近く、人口の二五%以上が重国籍者ではないかと推測されている (Castles and Zappala 2001: 144; Aleinikoff and Klusmeyer 2001: 79)。中国とインドという人口の二大大国が、重国籍を認めていないことが、世界の重国籍人口をそれほど大きな数にしていない要因ともいえる。しかし、インドはインドの社会発展に貢献し、インド出身者の文化的なつながりを維持するために二〇〇三年一二月二二日に一六か国の在外インド市民について一種の重国籍を認める国籍法改正を行つた。⁽²⁾ フィリピンでも二〇〇三年九月一七日に施行された国籍保持・再取得法（共和国九二二五号法律）により、生まれながらのフィリピン人は外国の国籍に帰化した場合も重国籍を維持できることになった (Gov. ph 2004)。今後、アジア出身の多くの重国籍者をもたらすことが予想される。表3は、後天的な国籍取得（帰化と届出など）による国籍取得の割合を示すものである。帰化率の高いカナダやオーストラリアでは、政府が帰化を積極的に奨励した

結果である。スウェーデンやオランダの政府では、国籍取得は統合のステップとみなされているが、日本やドイツの政府では、国籍取得は統合がうまく達成されたみかえりと考えられてきた。コール政権下のドイツでは、しばしば「ドイツは移民国家ではない」という言明によって、移民政策への消極性が正当化されてきた。もともとこの表現は、一九七七年の帰化指針(Einbürgerungsrichtlinien)二条三項にあり、「ドイツは、帰化によりドイツ国籍者の数を増やすことを目指すものではない」という帰化行政の目標と結びついたものであった。ドイツでの狭義の帰化の要件は厳しく、狭義の帰化率は、一九八六年には〇・三六%、一九九六年でも一・二%にすぎない(Fücks 2002: 78)。しかし、表3を見るかぎり、ドイツの広義の帰化率は日本よりも高いところで、大きく変化している。まず、一九九〇年から外国人人口比率の少ない東ドイツも含ませたデータとなるため、帰化率が若干上がっている。ついで、いわゆる民族的帰還者の場合には、従来の国籍を保持したままドイツ国籍を権利として取得できた。また、一九九〇年から一九九三年の外国人法の改正により、一、ドイツで六年以上教育を受けた若者、二、十五年以上の長期滞在外国人およびその配偶者と子に関する権利帰化が定められた(八五条および八六条)。この場合、原則として従来の国籍を放棄する

必要があるものの、一、出身国に国籍放棄の定めがない場合、二、出身国が国籍放棄を拒絶した場合、三、出身国が国籍放棄の決定を長く保留している場合、四、難民など国籍放棄を要求することが困難な場合、例外的に、従来の国籍放棄を免除される(八七条)。この改正が、帰化率を上昇させた。やがて、一九九四年以後、トルコ人がドイツにいったん帰化して、トルコに再帰化する」とによつて隠れた二重国籍者が増えたこともあって、ドイツの帰化率は、かなり高い状態に推移した。一九九六年には、裁量帰化の場合の三〇%が二重国籍を容認されている。また、ベルリンの帰化率が最も高く、最も低いバイエルンの四、五倍もあるのは、州政府の重国籍に対する賛否の姿勢の違いを明確に表している。一九九九年に改正された国籍法二五条は、重国籍となるための再帰化を前提とした帰化手続の濫用を防止すべく、国内に住所を有していないドイツ人が外国の国籍を取得した際にドイツ国籍を喪失する規定を、国内に住所を有する場合も対象とするようとした(Kreuzer 2003: 357-358; Bulmann 2002: 148-152)。

オランダでは、一九九一年一月から一九九七年一〇月まで、重国籍を実務上広く容認する」とで帰化率を上昇させている。その後も、一、国籍国が国籍放棄を認めない場合、二、一九六三年の重国籍削減協定の第二選択議

定書批准国の国民の場合、三、オランダ生まれの場合、四、オランダ国民の配偶者の場合、五、難民の場合、六、従来の国籍放棄により実質的な経済的損失をこうむる者の場合、七、兵役を果たさないと従来の国籍放棄ができるない者の場合、八、従来の国籍放棄に対する特別な実質的理由がある場合など、一二種類の場合に、従来の国籍放棄を義務づけない帰化行政の指針が示された⁽²²⁾。(Groenendijk and Heijis 1998: 6)。

したがつて、日本も重国籍防止要件の規制緩和を行えば、帰化率が上昇すると予測することはできるようと思われる。しかし、ドイツにおけるトルコ人や、オランダにおけるモロッコ人やトルコ人とは違つて、日本に在住する外国人の主要な国籍国である韓国も中国も、重国籍に寛容でなく、北朝鮮は自国民の日本での国籍取得を望まないため、大きな変化とまでは予想しがたい。なお、以下の帰化要件については、オランダの旧国籍法の条文を示している。

五 その他の帰化要件

帰化行政に関するその他の要件として、本国での成人年齢に達していることを問題とする能力要件のほかに、

一、居住要件、二、生計要件、三、忠誠の宣誓、四、素行・公共の安全要件、五、言語能力、六、同化要件がある(近藤 2001c: 287-289; Janoski, et al. 2003: 151-163)。日本の場合は、要件が不明確であつたり、不文であつたりする傾向が強い。

第一に、居住要件について、日本が原則五年としていることは、比較法的には妥当な基準と思われる。たしかに、二年（オーストラリア）や三年（ニュージーランド、カナダ）という例もあるが、アメリカ、スウェーデン、フランス、オランダは五年であり、ドイツは原則八年である。ただし、特別に、民族的帰還者には居住要件を課さないドイツや、北欧諸国出身者は二年とするスウェーデンのような例外もある。配偶者等の簡易帰化については、一年（フランス）の場合もあるが、日本の三年はアメリカ、カナダ、イギリス、スウェーデン、オランダ、ドイツと同じである。

第二に、生計要件は、イギリスのように「善良な性格」（国籍法付則一・六条一節り）の要件において、財政能力を審査する場合もあるものの、多くの国では不要である。ドイツ（外国人法八五条三項）、および日本（国籍法五条一項三号）で、帰化のハードルが高いといわれる要因のひとつは、この生計要件にあるものと思われる。これは、現在および将来にわたつて公共の負担となるよ

うな者の帰化を防ぐための条件と日本では説明される（横尾 1995：33）。この点、ドイツの規定は、日本の生活保護にあたる「社会扶助や失業保険を請求することなく、自己または扶養家族の生計を営むことができる」と明確に定めており、現在、公共の負担になつていないと問題とする。日本では生計を同じくする親族の「資産又は技能」を根拠に、将来の生計状況を予測する観点も加わり、より厳しい内容であり、基準としては不明確である。

第三に、忠誠の宣誓は、日本やヨーロッパでは問題とならないが、アメリカ（移民国籍法三七七条）、カナダ（国籍法三条c）、オーストラリア（国籍法一五条）では必要であり、ニュージーランド（国籍法一一条）では内務大臣が必要と認める場合は忠誠の宣誓を条件とすることができる。しかし、この忠誠の宣誓は、従来の国籍放棄を意味しないことは、すでにみたところである。

第四に、公共の安全または素行の善良は、ほとんどの国でみられる。素行要件は、オーストラリア（国籍法一三条f）、ニュージーランド（国籍法八条二項三号）、イギリス（国籍法付則一・六条一節b）、フランス（民法二一条の二三）、オランダ（国籍法九条一項a）、スウェーデン（六条三項）で定められている。アメリカでは、反政府活動を唱導し、または全体主義体制を賛同する者の

帰化は禁止され（移民国籍法三二三条）、「善良な道徳的性格」が要件とされている（同三一六条a三号）。ドイツでは、刑事罰の判決を受けていないこと（外国人法八五条五項）に加え、憲法上の自由で民主的な基本秩序の遵守（同条一項）が要求される。また、ドイツでは一九一三年の国籍法八条一項二号の「素行が善良であること」の要件は、一九九三年の改正により、「国外退去理由に該当しないこと」の意味に理解されるべきとなつた（江川ほか 1997：121）。日本では、素行の善良（国籍法五条一項三号）、憲法遵守（同六号）の要件が定められている。この点、素行の良否は、通常人の素行を標準として、遵法精神および社会的義務観念が強固であるか否かが審査されるという（細川 1988：343）。この素行要件が、道路交通法違反でも問題とされることにより、以前の日本での帰化基準が特に厳しいものと指摘されていた（金英達 1990：77-79）。その後も、道路交通法違反等についての時期、態様、回数等が当然斟酌されるという（横尾 1995：33）。詳しい帰化基準の文書化と帰化の不許可決定の際の具体的な帰化基準を示した理由付記が望まれるところである。

第五に、言語能力は、例外的に、スウェーデンでは不要である。アメリカ（移民国籍法三一一条）、カナダ（国籍法五条c）、オーストラリア（国籍法一三条g）、ニュ

ージーランド（国籍法八条二項五号）、ドイツ（外国人法八六条一項）、イギリス（国籍法付則一・六条一節c）、フランス（民法二二条の一〇）、オランダ（国籍法八条一項d）では必要である。日本でも法定されていないものの、実務上は会話能力のほか読み書きの能力が必要とされている（佐藤・段 1999：56）。求められている日本語能力の水準は、小学校三年生程度の読み書きといわれる（前田 2001：57）。法治主義の徹底および新規入国者への情報通知のためにも、日本語能力試験が必要な場合とその試験方法について法令で定めるべきと思われる。さらに、たとえば、アメリカでは、五〇歳以上で二〇年以上永住している人や、身体的理由のある人は、英語の読み・書き・話す能力の要件は、免除されるよう、年齢その他について工夫する規定が必要である。

第六に、同化要件は、国の制度の理解を問うものから、生活様式を問題とするものまである。アメリカでは、合衆国の歴史・主義・政府組織の理解が必要である（移民国籍法三一一条）。同化の要件は、オーストラリア、ドイツ、フランス（民法二二条の一四）、オランダ（国籍法八条一項d）で必要であるものの、カナダ、イギリス、スウェーデンでは不要とされている（OECD 1995：163）。日本では法律上明文の規定がないものの、生活様式、交際範囲、本国との交渉、帰化の動機書などから、実務上

判断基準とされているといわれる。ただし、日本では、積極的な日本への忠誠の意思表明を含むとまでは解されないようであり、むしろ日本語能力がこの不文の要件の要素と以前は解されていた（金英達 1990：77-79）。

国籍法の規定だけをみるかぎり、重国籍防止要件があるとはいえ、ある程度リベラルな規定となつており、不文の行政実務にまで立ち入つて比較しないと、なぜ日本の帰化率がこれほど低いのかについて、海外の研究者からは疑問に思われることが多い。日本では帰化の申請自体は無料であり、オランダの五〇〇ギルダー（一一七ユーロ）、ドイツの五〇〇マルク（一四六ユーロ）、フランスの三〇〇〇フラン（四五七ユーロ）、イギリスの一五〇ポンド（二五四ユーロ）や、平均で一〇〇〇ユーロを超えるオーストリアや四〇〇〇ユーロを超えるイスなどと比べても（Waldrach 2001：449-450）、帰化の障害とはならない。ただ、実際には、各種の書類を取り寄せる手数料や、国籍国から取り寄せた書類を日本語に翻訳するなどの煩瑣な事務手続のため、行政書士に依頼する場合の費用は少なくない問題がある。また、家族単位の帰化が好ましいとされる点も、帰化率が低いことの一定の要因となつているのではないかと思われる。さらに、在日コリアンの場合、本名の民族名ではなく、日本風の通用名で生活し、帰化した後にその通用名を本名とする

場合も多いので、プライバシーに関する配慮が必要となる。^(註)

おわりに

イギリスやフランスとは異なり、独立した旧植民地出身者に国籍の選択権を認めず、一方的に剥奪した日本では、二〇〇一年に、特別永住者（旧植民地出身者とその子孫であるコリアンおよび台湾人）に対する「届出制」法案、すなわち「特別永住者の国籍取得の特例に関する法律案」が与党三党のプロジェクトチーム（太田誠一会长）により準備されたことがある。帰化のような法務大臣の裁量ではなく、同三条により、特別永住者で日本に住所有する者は、法務大臣に届け出ることによって、日本国籍を取得することができる。また、同五条により、漢字の表記による従前の氏または名を称する場合は、その漢字を用いることができると定められている。この届出制が導入されれば、先にみた帰化要件は不要となり、民族名の保持の幅も広がるので、一時的な帰化率の上昇も予想される。

ただし、いったん重国籍状況となつても、日本の国籍法一四条および韓国の国籍法一二条とともに、二二歳ま

で、もしくは二年以内に、いざれかの国籍の選択を義務づけている。そもそも、外国人の地方選挙権の法案に反対するために、この届出制が代替案とされていることや、従来の国籍を失うことが民族性の喪失を意味するのではないかという点など、多くの反対意見が唱えられている（田中 2003：201-204）。これまで、日本では、国籍と民族的アイデンティティが混同されるということを指摘してきた。一九八五年の戸籍法の改正以前は、帰化後の氏名を日本的にする必要があつたことがとにかく拍車をかけた。しかし、今日でも、人名漢字は限られており、たとえば、コリアンの姓に一般的な「崔、鄭、姜、趙、尹」の字は人名としては使えない。そこで、名前に使える漢字の制約をなくし、民族名を用いて日本国籍を届出により選択できれば、問題が解決できるかといふと、事情はもつと複雑である。韓国では夫婦別姓であるため、日本が夫婦選択別姓制度を導入する民法改正をしないかぎり、コリアン夫婦のどちらかは、帰化に際して自己の姓を保持できない問題が残る。またそもそも、单一国籍国、民族的マイノリティの少ない日本や韓国のような国では、民族と国籍の一体感が強くなるのであって、重国籍に寛容な欧米諸国をみならつて、意識だけの変革を要求してもあまり有効ではないようにも思われる。隠れた形で事実上の二重国籍状態となる場合もあること

も要因のひとつかもしれないが、コリアンがアメリカなどでは積極的に国籍を取得するのに対し、日本ではないのは、植民地政策の歴史的要因が大きい。金敬得弁護士によれば、在日コリアンにとっての国籍の意味は、一世にとつては、一、独立・建国のシンボルであり、一世にとつては、二、反差別のシンボルであり、三世については、三、自己実現の手段であるといわれる（金敬得2001）。これらの事情を踏まえると、届出制が特別永住者である在日コリアンの問題を解決するというの、一定のコリアンには当てはまつても、当てはまらない人も多く残ると思われる。アイデンティティはあれか、これかではなく、実は多様に重層的にあるので、問題を解決しようと思ったら、多様な制度メニューが必要であり、国籍の届出制も、重国籍も、外国人地方参政権もあつて、本人が多様な選択肢の中から多様な選択をしながら、社会から排除される人をつくらないようにしようというヨーロッパ諸国にみられる社会統合の発想がこれから日本にも必要であろう。

日本では、統合政策は、実務上、国際化政策ないし外国人政策として語られることが多い。国際化政策も、外国人政策も、どちらも、日本国籍の有無によって、政策対象とする必要性を問題とする。統合政策という用語が用いられることが多いヨーロッパ諸国の中で、ドイツも

外国人政策という名称が主体の国であった。国籍を取得した者は同権を保障され、もはや政策対象ではないという発想の裏に、エスニックな国民国家への志向性が隠れているように思われる。○○系ドイツ人という表現は、ドイツでも一般にはみられないことと、移民政策ではなく、外国人政策であるという発想はどこかでつながっているようと思われる。しかし、ドイツでも、移民の統合政策または最近では外国人との「共生」という用語が使われるようになつてゐた（*Unabhängige Kommission „Zuwanderung“* 2001: 199）。一方、カナダやオーストラリアやアメリカの多文化主義政策は、国籍を取得している民族的少数者（ないし人種的少数者）をメインターゲットとする傾向が強い。日本のNGOや自治体が使い始めた「多文化共生」という用語は、外国人政策の意味合いが大きいものの、一部には国籍を取得した民族的少数民族に対する政策の要素をもつ。多文化共生政策の中身には、言語、文化に関する政策とともに、社会保障、政治参加、国籍に関する政策も必要となる。

日本の在日コリアンの九割以上が二世以上である一方、アメリカ、カナダなどの二世は国籍を取得していることを考え合わせると、これらの国では民主主義の欠乏が深刻な問題として考えられにくい理由もうかがえる。ヨーロッパ諸国でも、外国人参政権の議論から重国籍の議論

べと主要な論争点が移行してきている。日本では、スウェーデンが外国人地方参政権を導入した一九七六年から、およそ二五年遅れて全面的な重国籍を容認する国籍法の改正がみられた。日本では、重国籍容認のための国籍法改正は、永住外国人の地方参政権の導入後二五年待たないと実現は無理かというと、予想される日本の移民国家化のスピードは、もっと早く、外国人地方参政権と重国籍を認める多文化・共生主義に根ざした法改正を共に検討していく必要があるようと思われる。

- 註
- (1) BVerfGE 37, 217 (21. 5. 1974).
 - (2) BVerwG 107, 223 (29. 9. 1998).
 - (3) 「〇〇〔年〕三月」――同じ國立民族学博物館で行われたワークショップのテーマである「国籍と国民国家の現在」の問題を考えるうえで、人の国際移動の盛んな今日、国民国家が、移民国家化していることをまず確認する必要がある。当時の報告「人の国際移動と国民国家の変容」の前半部分にあたる「移民国家化と入管行政」の検討は別稿に譲り（近藤 2004a）、本稿では「市民権の重層化と帰化行政」の問題に焦点を当てたい。
 - (4) 一九九〇年代半ばに、アメリカが永住者への社会保障を制限する傾向をみせたことに伴い、帰化者が増大している点については、Correa 2002: 238-244.

(5) アメリカ移民国籍法三〇一条。アメリカで生まれるか、両親のいずれかがアメリカ市民の場合、出生により国籍を取得する。ただし、両親の一方が外国人の場合、アメリカ市民の親が、アメリカまたはその属領内に一〇年以上実際に存在し、そのうち五年以上は一四歳以後でなければならぬ。

(6) カナダ国籍法三条一項および二項。カナダで生まれるか、両親のいずれかがカナダ国民の場合、出生により国籍を取得する。

(7) 厳格な血統主義の場合でも、日本の国籍法二条三項およびスウェーデン国籍法一条二項により、その国で発見された棄児などの場合（父母がともに知れない場合や無国籍の場合）は生地主義を採用している。

(8) ドイツ国籍法四条三項。外国人の両親のいずれかが、八年以上合法的に滞在し、（在留活動にも在留期限にも制限のない）滞在権（Aufenthaltsberechtigung）を有するか、または（在留活動に制限のある）無期限滞在許可（unbefristete Aufenthaltszeitlaubnis）により三年以上滞在している場合、いわば、二種類ある永住許可のいずれかを有する永住者の子どもの場合は、ドイツでの出生により国籍を取得する。ただし、同一項により、一二三歳までに国籍を選択する義務が課されている。

(9) フランス民法一九条の三。二世代生地主義の場合、すなわち、両親のいずれかがフランス生まれであり、子もフランス生まれの場合、フランスでの出生により国籍を取得する。

(10) オランダ国籍法三条三項。両親のいずれかがオランダに住所を有し、祖母のいずれかがオランダに住所を有して

いた場合、すなわち、厳密には一世代住地主義により、オランダ国籍を有する。

二世代生地主義と重なる場合が多い。

(11) 超過滞在による退去強制を命じられた外国人の両親の もと、オーストラリアで生まれた子どもの家族に関する事

件、*Kiao v. West* (1985) 159 C. L. R. 550 を契機として、

一九八六年から生地主義の要件が狭められた。

(12) たとえば、国際結婚の場合を除いて、在日本コリアンは およそ一〇〇万人であり、特別永住者が五二万人、ニューカマーが一二万人、帰化者が二四万人、帰化者の子孫が約一一万人といわれることがある（金美德 2001）。

(13) 最高裁大法廷判決、昭和三一年七月一八日、民集一〇 卷七号八九〇〇頁。

(14) *Calvin's Case*, 77 Eng. Rep. 377 (1608). カルヴィン

事件については、棚井 2004: 38-49.

(15) *Afroyim v. Rusk*, 387 U. S. 253 (1967).

(16) *Vance v. Terrazas*, 444 U. S. 252 (1980).

(17) 国籍法に関する一般行政規則87. 1. 2. 3. 2. 1 やおよび 2。

(18) 国籍法に関する一般行政規則87. 1. 2. 4°。

(19) 国籍法に関する一般行政規則87. 1. 2. 5. 2°。

(20) 人の国際移動と国際結婚の増大により、重国籍を容認する国籍法改正が本流であるが、わずかな逆流として、重国籍者から自国の国籍を剥奪する動きもある。二〇〇一年九月一日の世界貿易センターなどへの同時多発テロ事件以前から、フランス民法二五一条では、国家の基本的利益に対する攻撃に関する犯罪などの場合に、重国籍者から自国の国籍を剥奪する規定を定めていた。二〇〇二年のイギリスの国籍移民庇護法四条も、国家の安全や利益を害した重国籍

籍者からの自国籍の剥奪を定める。

(21) 在外インド市民とは、一六の特定国の国民であるインド出身者であり、特定国のが國民になる直前にインド国民であつた者であり、インド政府により在外国民と登録されている者である。在外インド市民は、インド国民と平等の公務就任権をもたず、国会の選挙権と被選挙権をもつものではないが、入国と出国の自由を有する。一六か国のインド出身者の推定は、アメリカに一六七万八〇〇〇人、イギリスに一二〇万人、カナダに八五万一〇〇〇人、その他のオーストラリア、フィンランド、アイルランド、イタリア、オランダ、イスラエル、ニュージーランド、キプロス、スウェーデン、スイス、フランス、ギリシア、およびポルトガルを合わせた一六か国全体の推計は、四五〇万人という。

(22) 二〇〇三年四月一日に施行されたオランダの新たな国籍法によれば、オランダ社会への同化の要素が強化され、帰化の要件として、従来のオランダ語の読み・書き・話す能力だけでなく、オランダ語とオランダ社会の知識を試す「帰化試験」に合格しなければならない（ただし、類似のオランダ語やオランダ社会の知識を試すニューカマー統合法の「市民化テスト」合格者、オランダでの中等教育を修了した者、身体・精神の障害をもつ者は免除される）。ま

た、オランダ国民の配偶者、一八歳になるまでに継続して五年以上居住の場合など例外も多いのだが、帰化により、国籍を取得する場合は、従来の国籍を放棄する必要が依然としてある。一方、一九八五年一月一日に施行された旧国籍法に基づき、国外の出生国に一〇年以上継続して居住し、出生国の国籍も有するため、オランダ国籍を失った者は、国籍を回復することができる。また、一〇年以上国外およ

びEU域外に住む重国籍者は（「年以上国内またはEU域内に住所があるか、二〇一二年四月一日までに一〇年の延長を申請しないかぎり）、オランダ国籍を喪失する。したがつて、在外国民の重国籍が一定の範囲で認められた。なお、以下で扱うその他の帰化要件については、オランダの旧国籍法の規定であるが、その基本的な内容は、新国籍法においても同じである。

(23) この点、浅川(2003: 66, 100, 112)は、官報に記載された帰化許可者へのアンケートをもとにした詳しい調査であり、今日、海外出身の帰化申請者に比べ、在日コリアンに対する法務局職員の訪問調査は行われなくなつてきていると思われる。帰化の実態に関する情報を得ることができる。しかし、官報記載の帰化前の旧姓で質問表を送付することにより、送付された多くの人からプライバシーに関する苦情が寄せられている。今後、国籍法一〇条一項所定の官報告示における帰化者の個人識別情報の取扱いも、学術的な研究方法も、プライバシーの配慮について、改善されるべきであろう。

- 参考文献
- 金敬得(2001)「外国人参政権と国籍取得法案」民法¹¹¹世紀委員会 In <http://www.mindan.org/2lc/kicho.htm>。
- 金美徳(2001)「エローベル化日本」In <http://www.kyc.gr.jp/jpn/kimmidoku.htm>。
- 金英達(1990)『在日朝鮮人の帰化』明石書店。
- 江川晃広(2003)『在日外国人と帰化制度』新幹社。
- 江川晃広、山田遼一、早田芳郎(1997)『国籍法(第三版)』有斐閣。
- 高佐智美(2003)『トメリカにおける市民権』勁草書房。
- 田中宏(2003)「特別永住外国人の国籍取得問題」徐龍達編『二十一世紀韓朝鮮人の共生ビジョン』日本評論社、一九五-110五頁。
- 細川清(1988)『外事法・国籍法』あさや。
- 柳井健一(2004)『イギリス近代国籍法史研究』日本評論社。
- 横尾継彦(1995)『改訂帰化手続の手引』日本加除出版。
- Aleinikoff, T. Alexander(2000) Between Principles and Politics: U. S. Citizenship Policy. In T. Alexander Aleinikoff and Douglas Klusmeyer (eds.), *From*

- 小山信幸(1998)「在留資格『永住者』について」『国際人流』111八号、115-117頁。
- 近藤敦(1996)『[外国人]の参政権——デニゼンシップの比較研究』明石書店。
- (2001a)『新版 外国人参政権と国籍』明石書店。
- (2001b)『外国人の人権と市民権』明石書店。
- (2001c)「国際比較のなかの日本——多文化社会における統合のパロメーター」NIRA・シティズンシップ研究会編『多文化社会の選択』日本経済評論社、一七一-一九六頁。
- (2004a)「[移民国家]化と家族呼び寄せの権利——グローバル時代における入管行政」九州産業大学『産業経営研究所報』三六号、一〇三-一一八頁。
- (2004b)「地方自治と民主主義——『自治体市民権』の展望と課題」『憲法問題』一五号、九八-一〇〇頁。
- 前田修身(2001)『帰化申請マニュアル 完全版』すばる舎。
- 佐藤重雄、段躍中編(1999)『永住帰化百問百答』日本儒報社。

- Migrants to Citizens. Membership in a Changing World.* Belonging. New York : Routledge.
- Washington, D. C.: Carnegie Endowment for International Peace, pp. 119-172.
- Aleinkoff, T. Alexander and Douglas Klusmeyer (2001) Plural Nationality: Facing the Future in a Migratory World. In T. Alexander Aleinkoff and Douglas Klusmeyer (eds.), *Citizenship Today: Global Perspectives and Practices*. Washington, D. C.: Carnegie Endowment for International Peace, pp. 63-88.
- Beauftragte der Bundesregierung für Ausländerfragen (2002) *Tabelle 13: Entwicklung der Gesamtzahl der Einbürgerungen von 1994 - 2000*. In <http://www.integrationsbeauftragte.de/daten/tabl13.pdf>.
- Bücking, Kay (1992) *Die Beteiligung von Ausländern an Wahlen zum Deutschen Bundestag, zu den Parlamenten der Länder und den kommunalen Vertretungskörperschaften unter besonderer Berücksichtigung der Wahlen zu den hamburgischen Bezirksversammlungen*. Frankfurt am Main : Peter Lang.
- Bullmann, Peter Friedrich (2002) Dual Nationality and Naturalization Policies in the German Länder. In David, A. Martin and Kay Haibroner (eds.), *Rights and Duties of Dual Nationals: Evolution and Prospects*. The Hague : Kluwer law International, pp. 136-157.
- Castles, Stephen and Mark J. Miller (1998) *The Age of Migration*. 2nd ed., New York : Guilford.
- Castles, Stephen and Alastair Davidson (2000) *Citizenship and Migration: Globalization and the Politics of*
- Castles, Stephen and Gianni Zappalà (2001) The Rights and Obligations of Immigrant Citizens and Non-Citizens in Australia. In Atsushi Kondo (ed.), *Citizenship in a Global World: Comparing Citizenship Rights for Aliens*. New York : Palgrave, pp. 136-157.
- CBSS Commissioner (Commissioner of the Council of the Baltic Sea States) (2003) *Local Democracy Survey—February 2003*. In http://www.cbss-commissioner.org/surveys/PDF_Documents/survey_feb_2003.pdf.
- Cinar, Dilek (1994) From Aliens to Citizens: Rules of Transition. In Rainer Bauböck (ed.), *From Aliens to Citizens: Redefining the Status of Immigrants in Europe*. Avebury : Ashgate, pp. 49-72.
- Commonwealth of Australia (1999) *A New Agenda for Multicultural Australia*. In http://www.immi.gov.au/multicultural/_inc/publications/agenda/index.htm.
- Correa, Michael Jones (2002) Seeking Shelter: Immigrants and the Divergence of Social Rights and Citizenship in the United States. In Randall Hansen and Patrick Weil (eds.), *Dual Nationality, Social Rights and Federal Citizenship in the U.S. and Europe. The Reinvention of Citizenship*. New York : Berghahn, pp. 238-263.
- Council of Europe (1998) European Convention on Nationality and Explanatory Report. In Stoica Oleariy and Teija Tilikainen (eds.), *Citizenship and Nationality Status in the New Europe*. London : Sweet & Max-

- well, pp. 205-254.
- Council of Europe (2003) Convention on the Participation of Foreigners in Public Life at Local Level. In <http://conventions.coe.int/Treaty/EN/cadreprincipal.htm>.
- de Groot, Gerard-Rene (2003) The Background of the Changed Attitude of Western European States with Respect to Multiple Nationality. In Atsushi Kondo and Charles Westin (eds.), *New Concepts of Citizenship: Residential/Regional Citizenship and Dual Nationality/Identity*. Stockholm: CEIFO, pp. 99-120.
- de la Pradelle (2002) Dual Nationality and the French Citizenship Tradition. In Randall Hansen and Patrick Weil (eds.), *Dual Nationality, Social Rights and Federal Citizenship in the U. S. and Europe. The Reinterpretation of Citizenship*. New York: Bergahn, pp. 191-212.
- DIMA (Department of Immigration and Multicultural and Indigenous Affairs) (2002) *Australian Citizenship Legislation*. In <http://www.citizenship.gov.au/info/bill3.htm>.
- Dingú-Kyrklund, Elena and Linus Kyrklund (2003) Nordic Citizenship and EU-Citizenship. In Atsushi Kondo and Charles Westin (eds.), *New Concepts of Citizenship: Residential / Regional Citizenship and Dual Nationality / Identity*. Stockholm: CEIFO, pp. 71-98.
- Europarat (1994) Zweites Protokoll zur Änderung des Übereinkommens über die Verringerung von Mehrstaatigkeit und die Wehrpflicht von Mehrstaaten (2. 2. 1993). In Klaus Barwig et al. (eds.), *Vom Ausländer*
- zum Bürger
- Franz, Fritz (1985) Renaissance des Niederlassungsrechts. *Zeitschrift für Ausländerrecht und Ausländerpolitik*, 1, pp. 7-15.
- Fücks, Ralf (2002) Reform of the Citizenship Law: The Debate over Dual Citizenship in Germany. In Daniel Levy and Yfaat Weiss (eds.), *Challenging Ethnic Citizenship. German and Israeli Perspectives on Immigration*. New York: Bergahn, pp. 76-81.
- Galloway, Donald (2000) The Dilemmas of Canadian Citizenship Law. In T. Alexander Aleinikoff and Douglas Klemeyer (eds.), *From Migrants to Citizens. Membership in a Changing World*. Washington, D. C.: Carnegie Endowment for International Peace, pp. 82-118.
- Gardner, J. Piers (1990) What Lawyers mean by Citizenship. In Commission on Citizenship (ed.), *Encouraging Citizenship*. London: HMSO, pp. 63-78.
- Gov. ph (The Official Government Portal of the Republic of the Philippines) (2004) *Dual Citizenship*. In <http://www.gov.ph/faqs/dualcitizenship.asp>.
- Groenendijk, Kees and Heis, Eric (1998) Immigration, immigrants and nationality law in the Netherlands 1945-1998, Paper for a Workshop in Immigration and Nationality Law, Paris: CEPIC.
- Gustafson, Per (2002) Globalisation, Multiculturalism and Individualism: the Swedish Debate on Dual Citizenship. *Journal of Ethnic and Migration Studies* 28 (3), pp. 463-481.

- Hailbronner, Kay (1992) *Einbürgern von wanderarbeitnehmern und doppelte Staatsangehörigkeit*. Baden-Baden: Nomos.
- Hailbronner, Kay and Günter Reiner (2001) *Staatsangehörigkeitsrecht*. München : C. H. Beck.
- Hammar, Tomas (1990) *Democracy and the Nation State: Aliens Denizens and Citizens in a World of International Migration*. Averbury: Ashgate. (安藤義輔訳『永住者と國民』翻訳監修 1-626-2)。
- Hammar, Tomas (2003) Denizen and Denizenship. In Atsushi Kondo and Charles Westin (eds.), *New Concepts of Citizenship: Residential/Regional Citizenship and Dual Nationality/Identity*. Stockholm: CEIFO, pp. 31-56.
- Hansen, Randall (2001) From Subjects to Citizens: Immigration and Nationality Law in the United Kingdom. In Randall Hansen and Patrick Weil (eds.), *Toward a European Nationality: Citizenship, Immigration and Nationality Law in the EU*. New York: Palgrave, pp. 69-94.
- Hansen, Randall (2002) The Dog that didn't Bark : Dual Nationality in the United Kingdom. In Randall Hansen and Patrick Weil (eds.), *Dual Nationality, Social Rights and Federal Citizenship in the U. S. and Europe. The Reinvention of Citizenship*. New York : Berghahn, pp. 179-190.
- Hokema, Tido Oliver (2002) *Mehrfache Staatsangehörigkeit*. Frankfurt am Main : Peter Lang.
- Isensee, Josef (1993) Antragsschrift vom 9. Juni 1989 zu den Anträgen nach Art. 93 Abs. 1 Nr. 2 GG und Art. 32 BVerfGG. In Josef Isensee and Eckard Schmidt-Jortzig (eds.) *Das Ausländerwahlrecht vor dem Bundesverfassungsgericht*. Heidelberg : C. F. Müller. pp. 3-47.
- Janoski, Thomas, Darina Lepadatu and Karen Diggs (2003) The Dynamic Measurement of Naturalization and Legal Barriers over the Last Half Century. In Atsushi Kondo and Charles Westin (eds.), *New Concepts of Citizenship: Residential/Regional Citizenship and Dual Nationality/Identity*. Stockholm: CEIFO, pp. 135-170.
- Jones-Correa, Michael (2003) Under Two flags: Dual Nationality in Latin America and Its Consequences for naturalization in the United States. In David A. Martin and Kay Hailbronner (eds.), *Rights and Duties of Dual Nationals: Evolution and Prospects*. The Hague: Kluwer law International, pp. 303-334.
- Jordens, Ann-Mari (1997) *Aliens to Citizens. Settling Migrants in Australia, 1945-75*. Sydney : Allen & Unwin.
- Kondo, Atsushi (ed.) (2001) *Citizenship in a Global World: Comparing Citizenship Rights for Aliens*. New York : Palgrave.
- Kondo, Atsushi and Charles Westin (eds.), (2003) *New Concepts of Citizenship: Residential/Regional Citizenship and Dual Nationality/Identity*. Stockholm: CEIFO. Koslowski, Rey (2003) Challenges of International Coop-

- eration in a World of Increasing Dual Nationality. In David, A. Martin and Kay Hailbronner (eds.), *Rights and Duties of Dual Nationals : Evolution and Prospects*. The Hague: Kluwer law International, pp. 157-182.
- Kreuzer, Christine (2003) Double and Multiple Nationality in Germany after the Citizenship Reform Act of 1999. In David, A. Martin and Kay Hailbronner (eds.), *Rights and Duties of Dual Nationals : Evolution and Prospects*. The Hague: Kluwer law International, pp. 347-373.
- Laubach, Birgit (1999) *Bürgerrechte für Ausländer und Ausländerinnen in der Europäischen Union*. Baden-Baden: Nomos.
- Marshall, Thomas Humphrey (1950) *Citizenship and Social Class and Other Essays*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Martin, David, A. (2003) Introduction : The Trend Toward Dual Nationality. In David, A. Martin and Kay Hailbronner (eds.), *Rights and Duties of Dual Nationals : Evolution and Prospects*. The Hague: Kluwer law International, pp. 3-18.
- Mayer, Hainz (2002) Einführung eines Ausländerwahlrechtes zu den Bezirksvertretungen in Wien. *Österreichische Gemeindezeitung* 8, pp. 18-21.
- Münz, Rainer (2002) Ethnos or Demos? Migration and Citizenship in Germany. In Daniel Levy and Yfaat Weiss (eds.), *Challenging Ethnic Citizenship. German and Israeli Perspectives on Immigration*. New York:
- Bergahn, pp. 15-35.
- OECD (1995) *Trends in International Migration. SOPEMI 1995* (ed.). Paris: OECD.
- OECD (2000) *Trends in International Migration. SOPEMI 1999* (ed.). Paris: OECD.
- OECD (2004) *Trends in International Migration. SOPEMI 2003* (ed.). Paris: OECD.
- Ramirez, Manuel Becerra (2000) Nationality in Mexico. In T. Alexander Aleinikoff and Douglas Klusmeyer (eds.), *From Migrants to Citizens. Membership in a Changing World*. Washington, D. C.: Carnegie Endowment for International Peace, pp. 312-341.
- Renshon, Stanley A. (2001) Dual Citizenship and American National Identity. In <http://www.cis.org/articles/2001/paper20/renshonappendix.html>.
- Schneider, Ulrich (1999) *Die Rechte- und Pflichtenstellung des Unionsbürgers : Der Beginn einer europäischen Staatsangehörigkeit?* Münster: LIT.
- Schuck, Peter H. and Rogers M. Smith (1985) *Citizenship without Consent*. New Haven: Yale University Press.
- SOU (Statens offentliga utredningar) (2000) : 106 *Medborgarskapskrab i svensk lagstiftning* (Betänkande av Kommittén om medborgarskapskrab). Stockholm: Fritzes.
- SOU (Statens offentliga utredningar) (1999) : 34 *Svenskt medborgarskap (Slutbetänkande av 1997 års medborgarskapskommité)*. Stockholm: Fritzes.
- Spiro, Peter (2002) Embracing Dual Nationality. In Ran-

- dall Hansen and Patrick Weil (eds.), *Dual Nationality, Social Rights and Federal Citizenship in the U. S. and Europe. The Reinvention of Citizenship*. New York : Berghahn, pp. 19-33.
- Unabhängige Kommission "Zuwanderung" (2001) *Zuwanderung gestalten : Integration fördern*. Berlin : Bundesministerium des Innern.
- Waldrach, Harald (2001) *Die Integration von Einwanderern. Ein Index der rechtlichen Diskriminierung*. Frankfurt : Campus.
- Waldrach, Harald (2002) Wahlrechte ausländischer Staatsangehöriger in europäischen und klassischen Einwanderungsstaaten : Ein Überblick. *Wiener Hefte* 1 : 55-75.
- Weissbrodt, David (1998) *Immigration Law and Procedure*. 4th ed. St. Paul : West Group.
- Westin, Charles (2003) Citizenship and Identity. In Atsushi Kondo and Charles Westin (eds.), *New Concepts of Citizenship : Residential/Regional Citizenship and Dual Nationality/Identity*. Stockholm : CEIFO, pp. 171-204.
- Wichtot de Wenden, Catherine (1987) *Citoyenneté, nationalité et immigration*. Paris : Acanthè.
- Wichtot de Wenden, Catherine (2002) New Citizenship and European Citizenship. In Atsushi Kondo and Charles Westin (eds.), *New Concepts of Citizenship : Residential/Regional Citizenship and Dual Nationality/Identity*. Stockholm : CEIFO, pp. 57-70.